

様式第2号(第8条関係)

島本町住民福祉審議会の要点録

(平成20年1月31日現在)

1	会議の名称	平成19年度第14回島本町住民福祉審議会		
2	会議の開催日時	平成20年1月31日(木)午後6時50分～同9時05分閉会		
3	会議の開催場所	島本町ふれあいセンター 一階 集団検診室	公開の可否	可・一部不可・不可
4	事務局 (担当課)	民生部子ども支援課	傍聴者数	42名
5	非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。))の場合)			
6	出席委員	妹尾会長、栗山副会長、井上委員、中村委員、清水委員、岡本委員、輝本委員、山口委員、今井委員、山田委員、上田委員、延原委員、加藤委員、上村委員、田中委員、高橋委員 (以上16名)		
7	会議の議題	1. 「就学前の子どもの教育と保育環境の整備について」の基本方針について 2. その他		
8	配布資料	1. 平成19年度第12回島本町住民福祉審議会要点録 子ども支援課 2. " " 修正内容 子ども支援課 3. 平成19年度第13回島本町住民福祉審議会要点録 子ども支援課 4. " " 修正内容 子ども支援課 5. 年度別採用後配属課 子ども支援課 参考資料 第14回住民福祉審議会配布資料(島本町立保育所保護者会・島本町立幼稚園保護者有志・安心できる島本町の保育を考える会) 1. 第8回島本町住民福祉審議会に対する川口町長による「基本方針に係る意見具申等について」(回答) 子ども支援課 2. 島民子第910号 第8回島本町住民福祉審議会に対する川口町長による「基本方針に係る意見具申等について」(回答)に対して 子ども支援課 3. 第14回住民福祉審議会 配布資料について(島本町立第二保育所保護者会) 子ども支援課		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

議 事 の 経 過

発言者

発言内容

会長

ただ今から、平成 19 年度第 14 回島本町住民福祉審議会を開催させていただきます。ふれあいセンターの定めがあり、午後 9 時 10 分前には会議を終了したくご協力よろしくをお願いします。

それでは事務局から本日の出席人数について報告ください。

事務局

本日の「出席委員数」は「16」名でございます。

島本町住民福祉審議会条例第 6 条の規定により、委員定数の 1/2 以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしておりますことをご報告いたします。

会長

次に「島本町住民福祉審議会の会議の公開に関する要綱」第 4 条により、傍聴の申し出があります。傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

それでは、傍聴を認めることとします。

(傍聴者入場)

会長

傍聴者は傍聴の心得を守って、傍聴していただきますようによろしくをお願いします。事務局より資料の確認をお願いします。

事務局

(資料の確認)

会長

就学前の子どもの教育と保育環境の整備についての基本方針に対する答申についてを議題として進めてまいりたい。その前に、前回の会議の中で不適切な発言があり、抗議があった。私も確かに不適切な発言であったと認識しているので、その委員には注意している。また会長としてその時点で発言を制止し、注意すべきであったと反省している。ついては、各委員には審議会委員として慎重かつ適切な発言をお願いしたい。なお、今後不適切な発言があった場合には、その場で発言を制止させていただく。

それでは本日の会議を進めていきたい。前回の審議会の中でも、答申について委員の皆様からいろいろ意見をいただいた。しかしながら、審議会として諮問を受けた以上は答申は出さなければならないと考えている。本来であれば委員の皆様の意見をひとつにまとめることができれば一番良いのだが、これまでの審議の経過からすると、ひとつにまとめることは非常に困難だと判断している。このようなことから両論併記による答申

としたいと考えている。本日はこのことについて皆様の意見を聞きまとめたいと考えているのでご協力をお願いします。

委員

両論併記とのことだが、それはどういう意味か。

会長

今までの要点録をひもといていただければ良いが、基本方針について大きな視点で、賛成か否か、まとめられたらいいと考えたが皆様においてはどうか。

委員

以前も言ったが、最後まで議論、質疑して明らかになっていない。まだ途中である。

その段階で基本方針が、良しとか悪し、どうかということは言えないと思う。たまたま11月に町長が来られ、1月中に答申を出してほしい、「時間的な関係等により意見具申等をいただけない場合は、これまでの貴審議会での審議内容なども十分に踏まえまして、行政の責任におきまして、適切に対応してまいる所存でございます」というように言われている。ところが、まだ私たちとしては質問している段階である。この基本方針そのものを完全に理解して、良いとか悪いとか、どうだと、というような結論には至っていないのに、その段階で答申を出すということ自身が本当に無理だと思う。もし答申を出すのなら、最後まで審議していないから答申は出せません、という答申を出してはどうか。この前にも他の委員が言われた。それには私たちとして納得できる。やはり少なくとも最後まで審議させていただかないと、意思表示そのものが、そんな無責任なことを実際問題として、就学前の子どもの教育と保育環境の整備についての基本方針であるので、民営化がどうこうということではない。その中にたまたま民営化の問題、それから、幼保一元化等の問題が入っているだけのことであって、今の段階でこれに対する良しとか悪しとかの結論は出せないと思う。もしそれを出せと言うなら、実際問題としてそれは無理だ。審議会委員としてそれでは責任を果たせない。両論併記等は絶対無理だと思う。同調できない。

委員

第13回の審議は終わったが、基本方針の肝心要、心臓部であるところの、第二保育所民営化、就労支援型幼稚園、そして一番肝心の方向性というところ、核心部分を全く審議していない。民営化は一部入ったが、その時点で終わってしまっている。やはりこれはどう考えても私自身、意見を述べられないというか、これだけ言い残していることがある。果たして全部が全部言わせてもらうことは時間的に難しいと思うが、やはりせめて私自身納得のいくような形で審議は続けたかった。意見の何十分の一も言えていない段階で、両論併記なりの論を私自身とても言えない。どういう形であれ、審議が民営化の途中までやった。そこまでの意見でいいではないかと言われても、あまりにも核心に入っていないところでの意見というのは、一体どういう意見を言えば良いのかという根本的な疑問がある。審議に参加させていただいて、皆様と話していく中で、少しでも

基本方針、今後の行政の言うことを理解、納得したいと思ったのであるが、今の時点では全く納得、合意というのは、私自身形成されていない。その時点でものを述べるといふのは難しい。

委員

私は二人の委員と似たような意見もあるが、答申として是非を問うというのは、核心部分、これからの将来像の中身に入っていないので、民営化の話、就労支援型幼稚園の話になっていない。これから先、行政側、町長が言うようにこちらで決めさせていただきます。それでも保護者はやはり納得できないと思うので、提案としてもう一度組み立てる作業をしていただきたい。それが審議会であってもいいが、現場の職員や保護者の意見をきちっと取り入れていないところに納得ができないから、これだけ毎回意見書が出てくるし、もっと皆はいろんな意見を聞いてほしいのである。話し合いの場所がほしい。十分話し合う場所をきちっと提供する。それを答申に審議会から提案していくというのもひとつの方法ではないか。

委員

審議を尽くしていないという意見もあるだろうし、私は審議を自分自身でも尽くしている。最終ページまでいろいろ意見を言ったところでこれで審議を尽くしていないというのではなく、事前に配られているものは自分で調査する。住民福祉審議会というのはこの場でいろいろ意見を言うだけの会議ではなく、委員が調査する義務がある。各ページにわたって、私は個人で私なりに理解を深めている。ちなみに1月24日に町住民委員会15名で堺市にある認定こども園を見学に行った。いいか悪いかは別にして、やはり住民福祉審議会委員であれば自分なりにそういうところも見て回って、これではだめだとかいいとかそういう意見もあろうかと思う。堺市の場合、公立保育園も幼稚園も全て民間移譲に進んでいる。堺市は政令指定都市だが、島本町は人口3万人弱で住民から声をあげられる、非常に良い町である。政令指定都市はそのようなことは有無を言わさないでやっていく。見に行ったところは常磐会幼稚園、いずみがおか園で新興住宅地の中に保育園、幼稚園がある。園庭の中に幼稚園と保育園が一緒になって、子どもが一緒になって遊んでいる。非常に素晴らしい光景を見たが、その中でたまたま園長が言われるには、幼稚園、保育園の協議会が堺市にあって、民間に移行した段階で1年間は心配されたい。1年たてば、認定こども園ができて、幼稚園ができて、幼稚園の年長は非常に小さい子をいたわった。小さな子どもは幼稚園児に対し、お兄ちゃんお姉ちゃんと慕ってくる。見学に行った時は12時頃、乳母車で、保育士と幼稚園の先生が、幼稚園児は歩いていくが、0歳から3歳までの保育の子どもは乳母車に乗っており本当に和やかな非常に素晴らしい光景を目にした。やはり住民福祉審議会委員であれば、そういうことも自分自身で勉強するのも、審議会でも審議していないというよりもやはり自分自身で見えてきて、民営化、幼保一元化、これに対する思いを今皆さんお持ちになっている、是ということもあるし、否という意見もあるだろう、固定観念は絶対変わらないと思う。

理想的には一本化すべきだろうが、これはできないのであるから、会長がそういう発言をされたので私は容認する立場である。

委員

まず結論から申し上げますと、私のスタンスは、基本方針に示されている方向性を基本的に是としている。しかし、是とする意見と否とする意見が存在する。だから、両者の展開を併記するというのが、両論併記である。審議が未了だという意見も出ているが、審議未了ということで、仮に答申とするならば、それは是とする意見はもちろん、否とする意見をも抹殺することになる。これは一種のファシズムだ。それはよろしくない。正直なところ、基本方針に反対の方は、正々堂々と反対と言っていたら良いと思う。あまり、狡猾というか卑怯な手段は、取るべきではないだろう。審議未了との立場の場合、審議未了だからこの基本方針の方向性に対する判断が不能と解釈できる。であれば、答申の中にそういう意見もあるということを付記すればいいと思う

委員

審議未了ということに対して、それは是非の判断をしないということであって、それはファシズムである、また卑怯、狡猾な手段であると発言されたが、それは非常に不適切な発言であると思う。審議未了というのは、実態が審議未了だから審議未了と言っている。実際に私も審議未了ということに賛成である。実態が審議未了だ。今からが本当にこの一番の方針案の肝心要の審議に入るところである。民営化の問題に関しても私は言いたいことが山ほどある。民営化の行政側の資料は、民営化のデメリットなんてわずかだ。私に言わせれば、民営化のデメリットは山ほどたくさんある。それから公立保育園のメリットもいっぱいある。方針案には、公立保育園のメリットなんてひとつも書いていない。非常にアンフェアだ。また、町立幼稚園1園の幼保一元化については、ほとんど議論されていないことは事実である。また方針案の10、11、12いわゆる子育て支援の将来像を含めた方向性に関しても一切審議されていない。そんな段階で是非の答申を出せるのか。委員の言うようにそのような答申を出しては非常に無責任だ。そのことに対しての審議未了ということで、判断が不能とか、卑怯とか狡猾な手段という指摘は全く不適切である。

委員

ここに来て私自身審議会自体が一体どういうものかわからなくなってきた。前回レポート提出、個々人の意見ですれば良いという意見があったが、また今日個々人の意見で、基本方針は何回も読んでいる。頭の中に全部入っている。それで自分の意見は固まっているのだということであるが、それならば一体ここに集まって2時間、皆さんの意見を交わすということの意味は一体何なのだろうか。それであるなら、1回最初顔合わせをして、それぞれで勉強し意見を持っているので、それでレポート提出なり、そこでのまとめを言えばそれで済むのではないか。すごく経費の削減になるし、諮問だけ、説明だけ受けて後は個人の意見でそれぞれ会長に出すという形で済んでいたのではないか。委

員に質問するが、認定こども園を見学させていただかないといけないと思うが、なかなか時間がない。委員は、肝心の第二保育所、第四保育所には、何回か行かれたか。

委員

防災の関係で2回ほど、それから平日に3回ほど行っている。たまたま近所の子どもが第四保育所に行っているのので、送っていったこともある。先生と話をしたこともある。

委員

他を見ることも大事であるし、認定こども園だけではなくて、審議会は私だけではないということで、私は提案させていただきかたかったのであるが、民営化が問題であるなら、民営化をしている保育所、うまくいっているところ、なかなかうまくいかないところ、引継がどうなのか、そういうところの実態を委員が言われた延長としてやっていかないといけないし、やはりそういう時間もまだこれから必要なのではないかと思う。審議も足りなかったが皆でそういうところに行って意見を述べ合うということがまだこれから必要である。答申はその後でもいいのではないか。(各個人で行く義務がある。)個人に分かれると、個人が延々勉強してレポート提出ということで終わるのではないか。

極論はそうになってしまう。

委員

私が見えないのは、この基本方針が全部終わっていない。会長はどう思っているのか。終わっていると思っているのか。

会長

本当は最後まで審議ができたなら一番言うことはない。そしてゆとりがあれば、委員も言うようにそれに関することを皆で確認しあって、そういうこともしたかった。今また振り返ると、いろんなことを思っている。でも本当に時間に制約を加えられたということで、本当にこの辺りのことは消化不良という思いはある。でも期日も切られているということがあったので、こういう形をとらせていただければということで思っている。

そのことが皆様の今の意見の焦点になっているが、少し委員の言われていることに関して、全部が言い尽くせたとはいっていない。

委員

1年かかって、基本方針を検討して、だいぶと終わったが、まだ全部終わっていない。

会長もそう思うし、私もそう思っている。しかし、1月31日までに答申を出したいという意見であるが、そうしたら、答申がどうしてもいるというならそれは私の意見としてまだ全部終わっていない。続行であればわかるが、今これで答申をするというならまだ私たちは民営化を進めなさいとも、もっと検討させてくれとも、まだ答えが出ていない。委員としてはやはりこのような状態であるから答申はやめという人もいる。また、答申はもう少し日をおいて、こんな状態であるという報告をすればいいと思う。私はそれについてはまだ答申を出すまでにはいかないと思っている。

委員

この基本方針にのっって話を進めていくということが基本だと思うが、ここ3回ほど基本方針の17ページから全く進んでいない。それも審議なんだろうとは考えるが、徹底した審議をし尽くすということが私にはどういうことなのか、不安と疑問がある。

だから確かにこれは進んでいないし、全部終わっていないからまだ未了ではないかということだが、それは私もそう思う。では徹底してし尽くすということはあとどれくらいかかるのだろうかということを考えるとどうしたら良いのか。早く終われ、というわけではないが、このままずっと審議し尽くす、し続けるというのは、審議の内容というのが、私はこれしか資料として持っていない。皆さんが言われることには、これではなくていろんなところからデータを引っ張って言われるから聞くしかない。こんなこともあるのか、あんなことも知っているのか等それはすごいことだと思うが、私の中では全くそれはわからない。だから、早く終わったらいいのに、ということが正直な気持ちの中ではある。審議をし尽くすということがどういうことなのかをわからないので、教えてもらいたいというか、とまどっている。

委員

前回ここでいろんな意見を聞いたし、家でもすごく考えたのであるが、審議会とはなんぞや、審議会委員とはなんぞや、ということから考えてみたが、審議会としては、就学前の子ども教育と保育環境の整備についての基本方針の意見を求められている。諮問されている。では審議会委員としてはどうすれば良いか。諮問されたら意見具申することが役目であると思う。審議会委員としては考えを詳しく申し述べるということが役目である。だがこの基本方針について最後まで審議は尽くせなかった。そうすると、審議が最後まで尽くせなかったのと同時に、内容も十分審議が尽くせなかったと思う。皆さん不満がすごく残っていると思う。そこで、私は審議会としては答申は求められているので、答申はすべきだと思う。ただし、答申について、意見と言っていいのか、条件をつけるというのか、わからないが、私の気持ちとしては条件とか、意見をつけるということであげさせてもらった。三つほど考えたが、一つ目は基本方針が日程などで最後まで審議されていない、二つ目は時間的余裕がなく、随所に詳しく述べられなかった部分もあり、ものすごく皆さん不満が残られた部分があると思う。三つ目は、町長の言葉で意見具申がない時は行政の責任において対応、とあるので、ということは最後まで審議されていない、できなかった。だけど、やむなく答申をすべきだと思うので答申はする、だが、今までの審議会の委員の意見を大いに反映してほしいというのが私は条件、意見をつけたいと思う。審議会委員の役目から言えば答申は出さなければいけないだろう、だから条件と言うか意見はつけてほしい。

委員

先ほど審議を尽くすということがどうなのかという意見、疑問があったが、確かに17ページで何回もかかっているとやっているが、確実に進んでいっている。ゼロから進んでいっている。この審議会に参加して良かったというところは、いろんな意見が出

て、それがなかなか結論として出ない。先に進まない。けれどもこれが本当のいわゆる島本の民主主義ではないか。私が中二の時、島本中学での話であるが、その時の先生が問題のあるような発言をされて、そこで全ての先生は授業をつぶしてまで延々と審議と言うか議論をする時間を与えてくれた。それも1時間、何の時間がつぶれたというだけではなく延々、何日間にもわたってそれをやらせていただいた。結論というのは出なかったのであるが、本当にそれが島本の民主主義なのではないか。よその町など見ると肅々という形で、肅々と始まって肅々ともう3ヶ月で終わったと昨今日本ではよく見られる。島本はまだそうではない。本当に今回、会長、副会長、全ての審議会委員にお礼を言いたい。それと、確実に審議は進んでいるということで、やはり3月まで私たち臨時委員は任期があるので、もしその時、1月のことがなければ、確実に審議はがんばれば1月も3回できたので、2月、3月で6回できるということで十分機会はあった。それは確認したいと思う。ただその機会はあったのに、それがなぜか、その理由は、私自身まだ納得できていない、なぜ1月なのか。できればもう一度説明願いたい。そういう意味でそういう機会を失ったということもあるし、今の段階では大まかな意見、大雑把な意見、そういうことの意味ということで、果たして住民のための審議会であるはずなのに、住民への大まかな意見、大雑把な方向性、そういうことで果たして住民に納得していただけるかどうか非常に疑問に思う。

会長

皆さん、それぞれがまだ続けたいという思いが伝わってくる。本当に最後まで審議が言い尽くせなかったことに対して、この住民福祉審議会の中で皆さん参考意見があったり、障害を持っている子どもの保護者の説明や現場の先生たち、いろんな方々に私たちは教えを請うた。そして、皆さんに見守っていただく良い機会にもなり、方向をまとめながらも皆さんと審議を進めてきたことは無駄ではなかったと私は確信を持っている。それを無にするのではなく、今回まで進めてきたことをもし要点録、今日の皆様の思いも含めて要点録の中に入れ込んで、なんとかひとつにはならないが、示していきたいと思う。

委員

諮問された場合は答申するのは当たり前である。ただし、今の審議の過程を見てきたら出すとしても中間答申だ。委員が言われたように、中間答申として、まだ審議未了であるという答申であるなら良い。

委員

11月15日に町長が来られ、こだわるようであるが、はっきりと意見具申等をいただけない場合は、とそこまで町長は述べられている。ということは、「1月末日までにはいただければ幸いです、時間的な関係等により意見具申等がいただけない場合には、これまでの貴審議会での審議内容等も十分踏まえまして行政の責任におきまして適切に対応してまいる所存でございます」、ところが私たちとして最後まで審議していな

い。途中までの審議を理事者は聞かれ、これ以降は審議していない。それで私たち自身が基本方針が良いとも悪いともまだ、是とも否とも言っていない。おそらく、ほとんどの方が意思をはっきりとこれがいいとか悪いとかということだけではなく今まさに皆さんがいろいろ審議してきた中で、結論を出そうとしている時にこういう文書が出されている。それに対して私たちとして答申を出すということはあまりにも審議会そのものが無責任すぎるのではないかと思う。だから、現段階では答申は出せない、という答申なら結構であるが中身に触れるような答申は一切私たちは賛同はできない。

委員

この時点で肝心要の心臓部を審議していない。審議会であるから会で皆さんで集まってこの場で話をするのが、ひとつの核心だ。それをするために集まられていると思う。

それができていない状態で一体どういう意見があるのかということが私は非常に疑問だ。ひとつひとつの基本方針についての議論、中身と言ってしまうと終わったと言われるが、それについてのどういう根拠があるのか、どういう根拠でこれに対しておおむねいいのかわ悪いのか、ということが全然言えないと思う。どういう意見を言うのかということと単純なことで両論の論で何を言うのか。例えば最初の人口構成でまずかったとか、そういうことを言うのか。果たして言えるのか。

会長

今まで議論してきたことは要点録で読み取れると思う。ただ、この後皆さんと審議しあえなかった、話し合えなかった、皆の意見を聞けなかったことに関しては言い尽くせなかったということになる。本当は大事な時間をもっと持ちたかったことは誰もがそう思っていると思う。ただ、この期日を決められてしまったということに対してはどのように表現して答えというか、それに対して諮問を受けた立場としてこの審議会として、言い尽くせなかったが今までやってきたことは十分皆さんの思いがこの要点録に書いてある。疑問もあれば、やり方が最初からまずかったということも十分に論議してきた。

そういうエネルギー、時間、そしてここの2時間だけではなく、皆様方が自宅でいろいろと勉強されたり、またそれぞれの立場で皆さんの意見をお聞きになったりしている方もいると思う。そうしたものを無駄にせずに、私たちは、この場では審議は言い尽くせなかったけれども、という言葉で示していきたいと思う。行政はもっと責任を持ってやってほしいのだというような答申にして皆さんの思いをそこに集結していけたらと思うが、皆さん他に意見があればどうぞ。

委員

審議は時間的に、話を聞いておれば、統一意見と言うのは会長が言うように無理であるが、だが尽くせなければ尽くせなかったで、意見を出している方の意見のとおりで、委員の中でも審議が十分でなかったけれども、基本方針に対してそれで一応賛成ではないかとの意見を持っている方もいる。だから一方的に尽くせなかったというように報告するというのではなく、それを理解して賛成している委員もいるということをちゃん

としてもらわないと困る。

委員

今日の会議は会長の言われたとおり、答申を出すための内容をいかにすべきかという大きな議題であったと思う。したがって、今まで何回となく全ての審議ができなかったにもかかわらず、どのような内容で審議、答申、審議の結果を出すべきかということについては、先ほどから言葉のあやで未了とかいろいろな言葉があるが、それはさておき、いろいろ要点録その他含めて全ての今まで終えたことについては、十分な意見、そしてまた理事者側においての検討すべき事項、その他多々あると思う。したがって今後の問題については、この答申を途中においてやるのか、また先については、こうすべきだと、いうように注釈、注記、意見そういうものを踏まえて、やっていけばいいのではないかと私は思う。したがって、あまり雑談に入らず、今日は基本方針である13回目までの段階においての結果と言うか、過程と言うかそういうものを踏まえてどのように出すかということでの今日の会議であると思う。これに没頭していただきたいと考える。

委員

今日判断を求められるのは、私は同意しかねる。これは保育所の民営化という問題だけでなく、その島本町の福祉全体にかかわる問題だと思う。民営化だけの話を取り上げてどうするというのをこの審議会だけで決めていいことなのか。ある意味ではこれは民意というのを図るべきなのではないかと私は一委員として考えたいと思う。

委員

事務局に質問があるが、前に理事から基本方針は、一字一句変えられないという話があった。文面の中のニュアンスとして一般の私たち、母親から見て、不適切な言葉だと感じられる文面が初めに読んだ時に感じたし、何回読んでもそう思うところがある。なぜ変えられないのかということの説明してほしい。

委員

個々の表現がどうのこうの言うのは今日の議題ではない。今日の議題は委員が言われたように、どうやっていくか、答申の内容をどうするか、ということ協議しているのであって、一字一句、過去の済んだものであればまた時間の無駄遣いになってしまうと思う。

委員

簡単に質問させていただいたので申し訳なかったが、そのように審議会の中で理事が発言されたことがあり、なぜ文面を変えられないのか、一生懸命審議しても内容的に変化できない部分があるのであれば審議する必要があるのか、何のための審議なのかという意味を含めて、質問させていただいた。

民生部理事

基本方針については、大きな方向性という部分での組み立てを行った。それで字句の

部分については、以前「公民の役割分担」、公民は学校で習うものではないか等いろんな意見をいただいた。そういう部分で以前答弁したのは、自治体の担当レベルではそういう話をしている、先だって高槻の保育所関係資料を見たら、同じように「公民」と島本町と同じような表記の仕方がなされていた。堺市など「公・民」という表記をされている自治体もある。そういう字句の部分については、いろいろな個人個人の思いもあるだろうし、その部分を全て変えていくというようなことになると大変な作業になる。なので、大きな柱の部分として島本町、この基本方針が間違っているということであれば当然見直しも必要だろうと思うが、その字句の部分についてそれぞれの思い、判断、解釈、違いがあるという部分については見直すことはしないとの答弁を行った。言葉足らずの部分がそのページにあったかもしれないが理解いただきたい。

委員

私は前回も言ったが、本来なら審議未了なら廃案になるのが常識である。審議未了ならそれだけ、本当に審議を尽くしても問題点が非常に多い方針案であったということである。今までこんな審議会はなかった。これだけ審議を尽くしても、いわば納得しない、疑問点を出しても誠実な答えはない、資料も不誠実な資料である。そのことが全てを物語っている。だから、とにかくこの方針案に対して是とか否とかというような両論にも私は反対である。どうしても答申を出すのなら、中間答申、あくまでも中間答申である。

それも条件を付けてほしい。これは町長に対して、継続審議を諮問するように要請するということにおいて、最終答申のための継続審議を諮問するよう要請することを条件に付けて私は中間答申をまとめることに賛成である。

委員

私が言いたいことは審議会の中で皆さん個々にだぶって言われている面もあるので、それなりに皆さんの意見を尊重して、私はやっていきたいと思う。

委員

幼稚園の話にはほとんど触れることもなく来てしまっていて、この基本方針の中の文章を読むとなんと素晴らしいのかと思われる方もいると思うが、やはり実際の今の幼稚園でこれがやっていけるのかどうかということは、この基本方針だけではわからない。

そういうこともまだまだ何も話もできていない段階で、民営化の話も途中であるし、幼稚園のことをまだ何も話もしていないのに、そこで結論を出すということは私もできかねる。

委員

過去の要点録の意見を聞いていると、基本方針に関して、一般論としてという形でやむを得ない賛成だという意見が出たが、基本方針についての積極的な賛成の意見というのは、全然なかったと思う。なのに、なぜ実際的な意見をたたかわせていないのに、両論併記ができるのかというのが非常に疑問であって本当にそれこそ論が出なくても最後は書けるという。また審議会が何のためにあるのか、何のために参加して自分の意見

を言ってきたのかということがわからない。私自身この間財政効果がない云々話をして
も全然それに対して反論というのがなく、結局民営化、この基本方針に沿ってやってい
って大丈夫かとの疑問の方が今の要点録の流れだと思う。そういう流れの中で、どうい
う意見が構築されてきたのか、各審議会委員がこの中で。ひょっとして4月、5月、6
月の意見から全く変わっていないのではないかとの気持ちもかんぐってしまう。そうい
う意味で、私自身がもし百歩譲って答申を出すとするれば、「審議会での審議を通じて今
回諮問のあった基本方針は実施実態把握や関係者の意見聴取なども含めて極めて不十
分な内容であるため審議会として審議に値しない。この方針を前提としてそのまま進め
るべきでなく、実態の把握やニーズ調査とともに改めて関係者を交えた検討委員会など
で作り直すべきである。」で、私はこれ以外の答申はもう認められない。今日のところ
で絶対合意できないと覚悟を決めている。別に蛍の光が鳴っても座り続けるかもしれな
い。今日、保護者会からこういうように出てきているが、2枚目のところ、当日配布で
申し訳ないが伊賀市議会・行政：保育所あり方検討委員会が発足という資料がある。こ
この取組として、同じように保育所あり方検討委員会として発足し、アンケートを取ら
れた。

調査協議して検討委員会、これは先ほど言ったように現場の保育士、保護者、それに
交わる関係者の方が20人で検討していく。そこの偉いところは時間を制限せずに、長
期間、早急な結論を求めずに、関係者との長い長期にわたる話し合いをしていきたいと、
この検討委員会だけで今年発足で2010年に向けての検討委員会である。あくまで全国
的な傾向として公立保育園の民営化という流れはあるが、民営化、統合を進めるとい
う前提ではない。内容やサービスの質を落とさずに現状に即した運営を行うために協議し
ていきたいということである。過去を振り返らないが、私は何回も訴えたがなぜこれを
やらしてもらえないか。こういうことを、今本当に全国で検討委員会から進めるところは
徐々に増えてきている。やはり過去何回か裁判になったり、強引な進め方、合意ができ
ていなかったりして無理があったので、この間提案されたひとつのやり方として指定管
理者制度を間にクッションとしてかませるといいうやり方もひとつ出てきているみたい
である。もうひとつやはり住民、島本町は何度も言われている、協働、住民と一緒に作
っていく、手作り感のある島本町を作っていきたいという流れを無視してはいけないと
いうことである。

委員

今、委員の言われたことに、大まかに賛成である。もしも答申としてまとめるなら当
事者である保護者代表が同意できる内容にしないといけないと思う。なぜならば、審
議会に諮問された経過を踏まえれば当然のことである。もしも、保護者との合意なしの
決定をすれば、行政の過ちを審議会がまた繰り返すことになる。そして正にまた審議会
が行政に利用されたという形になる。これは最初から委員が言ったように審議会を隠れ
蓑にするものであるという正にその指摘と一致する。あえてまとめるならばこの方針は

凍結、撤回し、再検討するよという差し戻しの答申しかないと思っている。これが私の意見である。

委員

私自身の思いであるが、本当に答申を肅々と先へ先へという、ずっと思っていたが、何かこう早く形としてまとめるという、確かにまとめないといけないのであるが、でも住民から見ると本当にまとめるということについて、町長が諮問されて規約にもあるし、当たり前なことだと言われればそれでおしまいであるが、住民側から見たら本当にそれを望んでおられるのか。本当にこういう肝心要の第二保育所、就労支援もそう、子育て支援もそう、なぜここまでの私自身がこの基本方針に反対するかと言えば、自分の子どもがかかわっているからとか、その引継の時に急に保育士が変わって影響を受けるからであるとか、そんな気持ちでは全然来ていない。では引継さえうまく行けばよいか、私はそういう問題では全然とらえていない。やはり、一生懸命皆さん審議をされており、子育て支援の先生、療育保育の保護者とか来ていただいて話をした、その中身が本当に町立保育所というのは、他ににとって変わることをできない、重要な役割をしているのだ。これが私に言わせれば島本町の象徴である。目には見えない、それは確かに他の民間でも一緒ではないかと、確かに民間でも素晴らしいところはある。でも比べるものではなくて、とってかわることができないものである。やはり長年ずっと見ていただいてなぜこれだけ今回の民営化移行する時でない、保護者たち、OBたち、それに関わるいろんな父兄なり、おじいさん、おばあさんなりが関心を持って反対しているかというと、やはりそこまで残しておかないといけない、島本町はこれから人口、こちらに若い人が増えてもらわないといけない。そのために絶対残しておくべき選択肢である。これは本当に私自身保育所に子どもを預けるまでは気にもしなかったが、この訴えだけはぜひ聞いていただきたい。私に言わせれば島本町の第二保育所を廃止するということはひとつの島本の文化をなくすことである。私に言わせれば尺代村、東大寺村、高浜村その文化をひとつ消すことになる。これはとってかわることはできない。その理由は何かというと、民営化したら三千万円の特定財源が出るというように行政が言っている。ほぼそれが目当ての民営化だと、一般財源化されて公立ではそれがもらえないと。でもそういう大きな理由があるのだが、それ自体ははっきり言って一般財源化されると、これまで委員から指摘があったように、毎年毎年、本当は16年に公立と同じように一般財源化される予定であったが、この民営化の流れを進めようという意味での残された財源である。だからいずれこれはなくなるのは当たり前である。公では安定した長期にわたる安定した確実な財源であるから、これは町にとっては大事な、民営化する、第一の条件であると述べられている。こんな不安定な、こんな将来不透明なものを民営化の第一の理由としてあげられてそれが民営化した後でその大事な私たちにとっての文化、単なる保育所ではない、文化と言っていい、それをなくした後で2、3年して一般財源化されました、そんなことでは目もあてられない。その時にはこの基本方針を作った責任者は

いない。

委員

尺代村の文化がなくなったら等言われているが、尺代村はご存じか。どんな状況になっているか。向こうは必死なのだ。高齢化で、第一小学校が校区であるが、今小学校に通っている子は今年でやっと1人残っているだけで、来年からはずっと0が続く。それをいとも簡単に幼稚園をなくすことと尺代村を同一にしてもらっては困る。発言が不穏当であると思う。

会長

きっと委員の思いを語られたのであると思う。

委員

当初から何回もこれに触れるが、11月15日に町長が来られて、審議会の審議内容等も十分に踏まえまして、と言っておられる。この審議会は非常に私は逆に大事だと思う。

臨時委員として3名出られているのであるから、この人たちの意見なり、審議の中身を十分わきまえて行かないといけない。そういう意味から言うと、簡単な形で答申を出すということについては、本当に賛成できない。だから、当初から審議未了だという言い方をしているが、是とも否ともまだ今私たち態度を決めかねている。その段階で、当初から私はこの3行を町長に撤回しなさいということを何度も申し上げた。しかし、これはそのまま残っている。この3行がなければまた、ここでどうこうということも言えるが、あくまでこの審議内容を参考にすると言われているのであるから、それを簡単に結論を出すということにはできない。全く答申そのものについては、今出すということは賛成できない。

会長

今も賛成か否かということで、議論されているが、私も1月19日の審議会が終わって今日に至るまで、ずっと資料とこの基本方針1冊の中でどれだけの資料があって、どれだけの要点録があってというのを積んで、ピックアップしながら付箋のところを全部、読み取っていった。皆さんもそうされたと思う。そして言い尽くせなかったことは十分ある。そしてその中で今まで12回繰り返した。先ほども申し上げたが、その12回の中で、皆さんの思いが行ったり来たりはしたが、皆が思うことは島本町の子どもたち、就学前の子どもをどうしていこうかという辺り、そして今まで経験した中でどういうようにしていっていいか、ということが、おそらく頭の中や胸の中で熱い思いとして繰り返し思われたのではないか。私も思っている。その資料を両方に机の上に並べてずっとひもといて元に戻ると非常に涙が出てきそうな、皆さんのエネルギーを感じた。その辺りでもう言い尽くせないと思う。結論をどこで出せるかということも皆さんおそらくいつまでだったら言い尽くせるのかということもこれは続く問題であると思う。でも賛成できかねない、あるいは、ここで答えとして言い尽くせなかったけれどもどうだろうか、もう一度私たちが出して討論した部分をもう一度よく考えてほしいというように行政

に対して訴えることはするべきだと私は思っている。皆様方そういう形ではいかがだろうか。

委員

あくまで私は臨時委員に選出されて、基本方針を審議する、意見を言うということを出てきたので、これだけ言い足りない意見があるということ自体では、もはや私は審議の続行を希望、要求する。それ以外にはない。最後まで、任期が3月31日で終われば仕方ない、納得するが、しかしあくまでこれは途中での行政側の都合である。しかも最初に説明会で何とかしようと、保護者説明会を開いて、各保育所たかだか各2回だが、その圧倒的な勢いにこれは納得させることはできないということになり、一方的に説明会を打ち切られて審議会に至った。ということは私たち全保護者にしたら、この場でしか、この10ヶ月間言う場所はなかった。この場所しかない。それを一方的に打ち切られて、私自身あの時に町長にも、なぜかと訴えたが結局退席された。打ち切られた、説明会も打ち切られた。今回も打ち切られた。それで納得してそれでは、皆さんの意見でまとめましようと言われても、とても帰れない。納得できない。

委員

今回の方針案は、民営化が主であるが、まず民営化がどうのこうのという以前のいわゆる行政の出し方が強引で一方的であった。そのために今まで住民と行政が積み上げてきた協力的な信頼関係を壊し、対立的な関係にしてしまった罪と責任は非常に重い。行政は各地で起こっている民営化裁判からも教訓を学んでいるのか、もう大東市では最高裁で民営化違法判決が出て、損害賠償命令も出ている。これ以上こんな小さな町で住民を分裂させたり、混乱させるような事態は絶対に避けるべきである。

委員

私たち保護者は第二保育所、第四保育所も同じだと思うが、この第二保育所を選んだという選択権ということを見童福祉法から与えられている。97年に児童福祉法改正があり、理事から説明があったが、保護者が希望する保育所を自ら選択できるようになったということと保育の実施期間について、保育所入所承諾書がここにあるが、これを契約書として結ぶ。これには生年月日、入所保育所、性別、実施期間ということが明らかに書いている。これは入った時から小学校入学までの期間でこの第二保育所で保育を実施する、権利を与えるということである。ここで問題になってくるのは、在園児が第二保育所にいるにもかかわらず保育所を廃止していいのか。公立保育所を希望して入ったのに、それが途中から民間園になるのか、という私たちの権利がある。第二保育所の子ども、保護者の選択権、また権利、権利といわれるかもしれないが、これは明らかに児童福祉法に認められている。第二保育所を選択した在園児は就学までの保育の実施期間中に新保育園への入所または他の保育所への転園を選択することを余儀なくされる。

町立保育所を選択したのに、途中から民間保育所へ変更になる。もうひとつの町立保育所を選択しようにも、町立園がいいという人もおられるので多いと思うが、すでに過

密であり選択できる可能性はほとんどない。もうひとつの民間園も定員オーバー状態である。第一保育所廃止の時は、町立2園、民間1園という選択があった。今回第二保育所在園児、その保護者にとっては、選択肢は全くない。普通に保育所も入所児童がいて、保育の実施期間が残っている場合は、その児童の卒園を待っての当該保育所の廃止でない限り認められない。だから高校とか大学の学部とか大学を廃止する場合には、必ず在校生が卒業するのを待ってその後に廃止ということはある。そういう意味では今この契約書を交わした第二保育所の保護者、子ども現在143名いるが、その方が第二保育所を希望して入られた。卒園まで待つということが、普通一般常識に考えられることである。

こういう大事なことを基本的に本当に住民福祉審議会で一番議論しないといけないことを全く抜きにして、一体どういう意見が皆さんはあるのか。ではなぜ財政のこの間の時に、そういう意見がいろいろと出なかったのか。財政に対する反論であるとか。ではどういう意見が出るのか、どういう論があるのか。肝心要のこういうところを話さないうで、それを話すために私自身ここに来たのだ。

委員

今委員が言われた話に関連するが、入園児がそこに入るということで、いわゆる契約である。途中でやめざるを得ないということは、契約不履行だ。しかし、やむを得ない事情で一方の当事者が、履行できない。その場合それなりの手立てを尽くしたらいい場合が法務的にはある。だから、一律に契約不履行であるから云々ということにはならない。それと先ほど委員の話に出たが、大東の最高裁の賠償命令についてこれは民営化によって、その当事者や子どもに不利益が生じたから賠償しなさいという結論である。だから行政の、財政上の都合で民営化するという、それがいかんという判例ではない。

だからそういうことを考えて言わないとミスリードすると思う。

委員

委員の言うことは本質的なことを理解していない。私が言っているのは、こういう最高裁まで行ってそして争った、争わざるを得なかったような手法はだめであるといっている。それが本質である。ちゃんと私が言っている本質をとらえて言ってほしい。

委員

確かに横浜、大東市の裁判でも保護者には保育所を選ぶ権利があり、小学校入学まではその保育所で保育を受ける権利があると判決で認めている。また行政には保育所廃止の裁量権がある。しかしそれは無制限ではないということも言っている。制約がある。保護者の選択権を押しつけても行使するにはそれ相応の理由がいる。今回島本町にはそこまで保護者が全く納得していない、説明会も各保育所2回ずつでそういう意見も言っていない人がほとんどである。ましてや去年の4月から入った保護者は1回も説明会を受けていない。そういう方の意見を、全然全く無視したところで、打ち切り打ち切り、説明会打ち切り、審議会打ち切り、島本町にはそこまで急いで民営化するそれ相当の理由があるのかどうか。そこである。これがあつたらそれ相当の理由である。そこまで急

いである理由というのは、一体何なのか。横浜地裁では、裁量権の濫用であるとなっている。

委員

やはり答申をまとめるのであれば、今まで本当に審議してきたことをまとめる。確認して、どういう審議の中で、何が明らかになったか、ということに関し確認をしないか。

それが大事だ。そうでないと今まで何のために審議したのかわからない。私に言わせていただきたいのは、審議の中で明らかになったことがある。たとえば一番明らかになったことはこの方針案に対して、行政は説明は尽くしたと何回も言っている。この方針案に一番影響を受ける当事者である保護者は納得していないし、合意にも至っていないということがよくわかった。それからこの方針案は財政問題を理由とした民営化を目的としたものである。理事者も財政問題であると言っている。でも財政問題に対する私たちの質問、疑問等に対して行政側が持ち出したものは全部崩されている。たとえば最初から私が指摘した、公立保育園に対する運営費は0になったので財政が大変なんだと、それは違う。特定財源が一般財源化されたからであるとちゃんと私は反論して、覆されている。その他、今までとにかく、枕詞のように財政難だと、財政難だけの理由を持って民営化を強行に押し切ろうとしている。でもそれは狼少年と一緒にだ。狼だ、狼だ、財政が大変だと。その論拠を示してほしい。そんなに財政効果もないような、民営化の方針案を他の財政再建のプランよりも、前倒しでやらないといけないような案なのか。そのことも言っている。それから、一番に明らかになったことはこの方針案は、机上のプランであるということである。全然、現場の職員とか保護者の意見とか、ニーズ調査もしていない。ただ、財政難だけ行政のトップクラスが集まって、デスクワークで思いつきでやったということである。それも明らかになったと思う。他にもこの審議を通して、明らかになったことはいっぱいある。それを踏まえた答申にしてほしい。

会長

10分前にはまとめていきたいと考えるが。新しい意見ならどうぞ。

委員

新しくはないが、先ほどの続きであるが、島本町には急いで民営化するそれ相当の理由、私たちの保育所選択権及び島本町の、公立保育所を残してほしいとの訴えを上回るほどの早急な理由、3月議会に決めてしまわないといけないような理由、後2月に説明会を開かれるにしても1回か2回、それで指定管理者制度なり、実施時期のない廃止条例なり、なんなの選択肢があると言われたが、そういうことをする、説明責任を尽くしていない上で、そこまでの理由というのを本音のところでは言ってほしい。特定財源なり、財政効果なり、就労支援なり、在宅の子育て家庭訪問とかそういうのは全てそうでもない。そういう理由でないとこの間の審議でひとつひとつ皆さんで審議してきたことだ。それはすごく大事なこと、有意義なことであると思う。だから0ではない。

ただ、肝心要のその理由がわからない。そういうままでこのまま両論併記だということ

とで、それで是非の意見、別に私は是の意見を否定するわけではない。ただ、そういう形でまとめられることに非常に疑問を感じる。本当に委員が言われたようにそういう議論もないままに、私が頭の中に10ヵ月思っているのは、おおむねとか大まかな方向とかだいたいのところとか、少し読んだらすっと通るといふか、細かいことはしょうがないけれど、だいたいが良いとかそういうところの意見で両論というのを論というのを一生懸命してきた中で、あり得るのかどうか。その前に一番疑問なのは急ぐ理由である。

こういう形でいったん方針を出したからもう引っ込められない、今回民営化しなければいつできるかわからない、という気持ちもわかる。でも本当の島本町の今後を考えた時に、やはりここでわかりあえるかどうかということがひとつのポイントであると思う。今後のことを考えたら、基金がなくなるとかどうこう、今後のことかもしれない。

でも島本町に生きている人間の気持ちがないところで、いくら島本町自体が維持できたとしても気持ちの、心のない島本町になってしまいはしないか。

委員

意見が全て出尽くしたわけではないが、いろんな意見が出たことは皆が認めることだと思う。答申に関しても両論併記というか、意見はいろいろ出たが結論は出ないという結論になる。しかし今まで言ってきたことは、積み重ねを、会長が言われたように、町には考えてもらいたい。今日言われた皆さんが出された意見も今日の要点録に載るわけである。だから、あと時間的に答申は出さないと決をとったら、そうなるかもしれないが、決は取りたくない。会長の方針としたら、答申は出したいと、その答申の中で今までのまとめを、両論併記でなくて、結論は出ないが、過去のいろいろなそれぞれの委員一人ひとりの意見を重要視してほしい。そういう形でそのためにはもう一度今までの要点録を町もしっかり読んでいただいて、全ての人々が納得するのは難しいかもしれないが、委員の言われたことが、全て他の機会でちゃんと答えられるような状態にしていきたい。そういう形で答申をすれば、結論は出なかったけれども今までの要点録、それから本日の要点録、もう少し時間があるのでここで最後に言いたいということがあれば言っていて、それで全ての委員の、全ての意見に関して真摯に答えていただきたいという形で、まとめていただいたらどうかと思う。

会長

今委員が言われたように、本当に最初から激論になっているが、この方針案そのものが本当に熱い思い、というか保護者の思いがどこまで聞き及んでいたかということから始まっているが、このことを今委員がまとめられて指摘があったが、この今日の意見が皆さんの不満というか、疑問というか、不信感というか、そういったものが凝縮されているように思う。それを要点録等添えながら現状はこうだということを書き添えて、答申のような形でまとめていけたらと思う。もし、少し時間があるので、何か、各委員それぞれの立場で言っていたが、もうひとつこういうことはぜひ、ということがあればお聞かせください。

委員

どうしても答申案をまとめたいというなら、やはり、審議の中で明らかになったことの確認をしてほしいということだ。その中でもうふたつほど言いたいのは、この審議を通して町立保育所は公立でないといけないことがやれている。障害児保育、子育て支援策等本当に良く公立ならではのことができています。だから町立1園を廃止することは、町の貴重な財産、今まで積み上げてきた保育実践、保護者との共同を放棄することになるということが明らかになった。新しい園になったら、一からのスタート、0からのスタートになる。それから行政は、民営化によって保育の質は低下しないと何回も言っているが、具体的な根拠とか、確証はないし示されていない。行政が民営化を持ち出した効率的とかコスト論とも矛盾するし、コスト論からいけば質は悪くなることは明らかである。明らかに私は民間側の人間であるのでよくわかるが、民間と公立では明らかに条件が違う。職員の労働条件とか待遇等違う。本当に民営化によって保育の質が低下しないということはありません。実際に、民間にも条件は劣る中よくやっているところもあるが、あまり良くないところがあるのが現実だ。それから委員のまとめ方には異議がある。それは両論併記に近い形である。やはり最初に戻って、審議は尽くされていない、という答申が一番皆さんが納得されるのではないかと。

委員

この中には委員が言われたように、いわゆる基本方針の是非を判断するに足る審議ができたという理解の人もある。その是の根拠というのは、今までの論議の中で私も訴えた。それは論拠がないという発言があったが、私はそんなことはないと思っている。

会長

そういう意見も要点録に入ってきちんと答申のまとめみたいな中には入ってくると思う。そしてあと時間10分ほどである。

委員

保護者会の説明会を打ち切ってまでこの審議会に選出してくれと、さんざん言われて、それはだめだ、説明会を継続してくれという形になって、それでさんざん悩んで私自身も悩んで、このように出てきたわけであるが、そのかわり思う存分ここで意見を言えば良いという約束であった。ところがこれでは全然約束が違う。自分の言いたいこと、肝心要の言いたいことがまだまだ山ほどあるのに、それが言えない状態で、打ち切られて、答申を出すという形である。答申を出すのは構わない。しかし、両論併記的な答申には反対である。これで審議会が終わって、そのままの形でもう審議は終わりという形になると、私たちは、単なる3人は、行政は現場の保護者も交えて、審議会で話をしましたと、その結論がこれで、それで議会がこう判断したと、そういう形になって、単なる私たちはそれこそ隠れ蓑、踊り子かピエロか、そういう形で終わってしまう。私たち3人は何のために出てきたのか。私でさえそうなので、幼稚園選出委員はその思いは忸怩たるものがあると思う。審議会で審議するということはここまでであったが、この同じ内

容を、別に基本方針は白紙撤回とは言っていない、この継続審議を何らかの形でする、それ以外にない。それ以外の意見は出ないはずである。出れば今までに出ていたはずだ。おおむね以外に。それ以外に私は認められない。なんのために私たち3人はこのように出てきたのか。説明会、全保護者の一応代表、選出であるが、全保護者の口である。それが言えなかった、ガムテープで口をふさがれたという形、それでは到底どういう形でされても納得できない。先に言った検討委員会でもいい、名前はどうでも良い。その形で継続審議、その後であったら賛否両論の意見が出たらいいと思う。

委員

何回も言うが、町長が審議会での審議内容を十分に踏まえてと言われている。最後までやっていない。28分の19までしかできていない。ましてやその中身の民営化の問題、それから、これから幼保一元化の問題、いろいろ本当に中身そのものを審議していないのに、どういう形で私たちの審議会の内容を十分に踏まえられるのかが私は疑問だ。だから玉虫色的な委員の発言があったが、皆さんがそういう方向でということなら結構であるが、実際問題として理事者の方は、まだ完全に審議もされていないものをどうして十分に踏まえられるのかという疑問が残る。だから、そういう点からいくと委員が言われるように、何らかの形で継続的にやはり基本方針については私たち審議会委員だけではなく、どこかできちとした形で、住民に信を問うという場所を設けるべきだと私は思う。

会長

今、委員から今後そういったことは大事なところであるから、配慮できていないところがあれば、意見をまとめることができれば、そういう場を作ってほしいとの要望も今日の要点録に入って踏まえて、行政が判断していただけるのではないかと思います。

委員

それは行政に任せるといふことか。

会長

いろんな意見を踏まえて、この適切に対応するという部分の中にこの審議会として要望というか思いを全部、要点録に入るので読んでいただけるのではないかと思います。

委員

それには反論がある。要点録には私たちの発言が全部載るのであるから、それを踏まえて行政に判断してもらったらいいということであるが、それなら私たち何のために審議しているのか。やはりあくまでも審議を尽くしてそこでやはり合意を得て、答申をしなければいけないのではないかと。もう行政に任すというなら、審議会はいらない。

会長

それでは、委員が言われた検討会というものを作ってほしいとのことか。

委員

いま継続審議、審議と言われているが、その継続審議の意見を出されている方は、基

本方針に賛成なのか、反対なのか。賛成でこれから協議していくのなら、私は協議しても良いと思う。反対なのであれば、何も協議する必要はない。

委員

今委員が言われたように、この審議会は答申したらこの基本方針については持てないのか。17ページか、これからの審議が民営化についての大変大事なことになる。それはまだここではひとつも言っていない。町長が皆さん住民に審議してもらったというのはおかしい。だから、やはり審議の形で今までどおりするのか、それかもう1回説明会をするにしても結局こういうことで審議する必要はないというならもうはじめから13回も14回もしなくても良い。それで私たちもこれで大変勉強になった。けれども審議会をやっている限りは、皆さんが言われるように、会長が言われるように、あくまでもこれはまだ途中しかやっていない、後4、5ページやっていないのだ、そういうような時に、やはり審議会としてはあくまでも住民の皆の声、これからの町のいわんとすることを聞いてどういうようにするのが一番正しいかについて審議会で検討するのである。

だから、これで打ち切りとか今の意見はこうだとか、今の各委員の方々が賛成、もうこんなことはやめておけという話もあるし、もう任してしまえということもある。それであるならこれまで何のために1年間やってきたかわからない。答申というかどういうような形で出すにしても、回答といおうか、いろんな形もあると思うが、だがそういうようにやって一応、早く終わろうと思うのであれば、こういうような意見はどうかと、皆さんの検討した結果が、そういうようなものを仮に会長としてまとめてもらって、それで審議するということが早いと思う。

会長

委員から指摘のあったように、就学前の子どもの教育と保育環境の整備について基本方針について、11回、今日を入れると12回審議をしてきた。(実質は9回だ。)審議会として進めてきたが、審議の経過について要点録にはひもとくといろんなこと、審議内容が書いている。本当に賛否いろいろな意見があったが、これはひとつにまとめることは決してできない。それで、今後行政に対して方向性については要点録、今までの皆さんの思いを語らった審議内容、要点録の内容を踏まえて適切に対応してほしいということは今日の皆さんの意見の中にいっぱい伝えられたと思う。それを踏まえて今までの要点録を付けて、なおいっそうそのことについて真摯に受けとめて対応してほしいということを書き添えたいと思う。その方向で後5分ほどしかないが、そのような形でいかがだろうか。

委員

私は当初から言っているように、3行が問題なのだ。というのは、審議会の審議内容等も十分踏まえまして、とされている。ところが、まだ11ページ残っている。肝心のところは審議されていない。だから審議会の肝心のところの審議内容もされていない部分をどうして十分踏まえられるのか。それで結論を出すと言われている。あまりにも

審議会を無視するというか、馬鹿にしている。その点から言って本当に答申を出すということに関して、今後大きな問題を残すと思う。

委員

あくまで私は審議の継続を求める。別に、この1月に終わってくれと、町長も別に意見具申はいらないとされているのであるから、意見具申を出せないという答で、そして継続討議させてくれということしかない。これで両論併記の答申を出すのがいいのか、肝心なところは審議していないということで継続して審議していく、どちらが住民が望まれることなのか、ということを経済に問うてほしい。

委員

今年の4月からの民営化、また就労支援型は実施しないことは決まった。ということは、まだ1年検討する時間があるということだ。全然急ぐ必要はない。こんな議論が賛否両論で、またいろんな議論が伯仲し、疑問点がいっぱい出ているような段階で、答申をどんな形にしる、まずい。やはり審議未了ということが、一番今までの審議を踏まえれば、実態に的確だと思う。

会長

後残り少なくなっているが、今まで審議未了という話も出てきて、混乱を極めている。

委員

私は条件を付けて答申をすると、それと要点録を踏まえて等出ているので、ただ本当に大事な民営化はまだ討議されていない。私は思うのだが、前に子育て支援で、現場の先生が説明してくれた時、皆さん良くやっておられる、すごいと感服した。それについては、やはり現場の先生もであるが、町も支援して指導してきたのだと思った。だから私は必ずしも民営化はいいとは思わない。公立もこのように良いのである。ただし、財政と言われたら私は数字がわからないので、そうすると仕方ないかと思うので、もう一度、府知事も今回変わり、何もかも見直すという話であるので、そういうことも考えて、もう一度本当に財政がだめなのか、ということの説明をいただければ、これは無理だ、やはり民営化だ、というように納得ができると思う。だから今日の要点録を踏まえると言われているので、そういう点ではもう一度、民営化について、財政が本当にだめなのか、きちっとした説明をしていただければ納得できる。ひとつ付け加えておいてほしい。

委員

私も詳しいことはわからないが、財政ということが問題であって民営化という話になったら、民営化か民営化ではないかという間にその公立をそのまま存続して保育料を上げるといふ委員の意見があったがそういうリスクもあるような方法で、財政を考えるとすることはできないのか。民営化をそんなに、ここの公立の保育所も幼稚園もすごくいいと思うから、では少し負担があるけれど、それも有りということで公立存続も有りかなと思う。

会長

時間が迫ってまいりました。答申の件に関して本当にするべきではないという意見もあつたりして收拾がつかなくなっている。

委員

最後にひとつだけ疑問がある。なぜ継続審議はだめなのか。その素朴な疑問が全く解けていない。町長が来られたからなのか、その理由もはっきりわかっていない。保護者会から何回も説明を求めているが、答えがもう同じ答えしか返ってこず、誰も納得していない。なぜ継続審議がだめなのか。その素朴な疑問だけ答えてほしい。

民生部理事

今まで住民福祉審議会の皆様からその件についていろいろ質問があった。私から話させていただくことは、施政方針、またそれに係る方向性が定まればいろんな方向性があると思う。それでもしこれで進むということになれば、予算編成もあり、前回話したように、これを先送りするというケースもある。そういう方向性を定めた中で、進めたいということである。今回3月議会には何らかの形で報告させていただきたいということで、1月末という期限を設定させていただいた。

会長

もう時間がないので、それでは総合して答申はできない、なしという形になるのだが……。 (それはない。それはおかしい。)

委員

だから私は言った。一方の意見に偏って、そういう方向性を決めてしまうのは良くない。これだけいろいろな意見があるのだから。声大きい、ラウドスピーカーだけの見解をとるのはもっての外だ。

会長

先ほど私が最初に言ったように、現状、皆さんの思いをもう書き綴って、言い尽くせなかったけれど、今は現状はこうだ、こういう思いがあるのだというようなことを、答申と言えば、また答申かという意見もあれば、いや出すべきだ、という意見もある。

それこそ賛否両論という形になるのだが、それはおかしいと意見もあつたりして、今日の白熱した意見、要点録が、おそらく、出す時、わかりやすいというか、皆さんの思いがわかるのではないかというように思う。それをまとめさせていただいて、意見具申という形ではよろしいか。時間が迫ってきたのだが……。傍聴者から意見は避けてください。

委員

説明責任と同時に審議する責任というのは絶対あると思う。それが私たちに課せられたことなので、あくまでこの形では、やはり誰が見ても審議を最後までやったということにはならない。これは皆さんの一致した意見だと思う。(皆さん一致というが一致していない。)(多数。)(多数かどうかわからない。)(どちらの意見どうこうというのは、やはり継続審議ということが一番皆さんが一致できるところではないか。私たち3

人は、そういうように思う。そのために出てきた。

会長

皆さんの今日の意見、みんな付け加えるというか、記録として残るし、答申としてぜひその辺りの思いを載せあげて判断していただこうかなと思っている。言い尽くせなかったけれどもやはり諮問を受けているから、諮問に対してこういう意見があった。そして継続審議も、あるいは答えていただけなかった部分、不満の部分、各委員それぞれの思いが、今日言い尽くされたとは思わないが、うっせきした部分について、議論、意見をいただいたので、その辺りを踏まえて判断していただきたい。

委員

そうするとこれは民営化に対する答申ではないだろう。町長から諮問された基本方針に関する答申を出すということか。そうすると、答申に関してはまだ最後までいっていない。私委員としてはそれに対して答申を出せるとは思えない。

会長

現状というか、今までやってきたことを、ということでは。

委員

確かにいろんなことがあるのだが、会長がここでまとめられないと、会長に不信任案でも出していただいて、そうするしかまとまらないので、会長がもう決めていただかないと思う。ここはどうでしょうかではなく、こうしますという形でしていただいた方が。

委員

最終的に会長がまとめるといふなら、それはいいと思うが条件がある。条件とは、今まで審議会に諮問された経過を踏まえれば、当然のこと、当事者である保護者代表が同意できるものでないとだめだということだけ押さえてほしい。保護者の代表が拒否権を持つということである。保護者の代表が合意できないようなまとめ方ではだめだということ踏まえたら良い。

委員

時間も来たし、もうこれは結論は出ないので、継続審議ということで、会長、採決を取ってほしい。

会長

この審議会では継続審議はできないということである。

(会長の裁量にお任せする。委員で意見があれば、また時間はないが、場所を変えてやってもらえた方がいいのではないか。)

委員

1月末までにというのは、町長が勝手に言われているのである。私たち、何も承諾した訳でもなんでもない。最後の3行も町長が一方的に述べられている。それでこれも撤回もしなさいと言っても撤回されてない。町長の発言、書いたもので審議会は何も決め

られるものではない。審議会の自主性で会長が進めていただければ良い。だから委員が言われるとおりだ。

会長

本当はこれを言い尽くせたら一番良かったのであるが、今現時点の状況を、答申と言ったらまた、答申ではおかしいと言われるが、現状をこのような形に、全員そんなひとつにまとめることはできませんでした。ここまで私たちは言い尽くしたが、まだ残っている。そういったことを踏まえて、これから行政として十分検討していただけたら、というような形で、お答えだけはしておきたいと思っているので、どうぞご理解いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【終 了】